

船橋市衛生試験所について

1. 地方衛生研究所等について
2. 船橋市衛生試験所について
3. 船橋市衛生試験所の主な取り組みについて
4. 今後の取組について

健康危機対策課

船橋市保健所（船橋市衛生試験所）

船橋市衛生試験所

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るために、地方衛生研究所全国協議会に加入している市保健所の検査部門。

地域における科学的かつ技術的な中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う機関。

1. 地方衛生研究所等について

地方衛生研究所等

地域保健法第26条に規定する、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び研修指導等の業務を実施する機関。

地方衛生研究所全国協議会

全国地方衛生研究所間の連携を密にすることにより事業の強化促進を図り、もって公衆衛生の発展に寄与することを目的に組織された会。

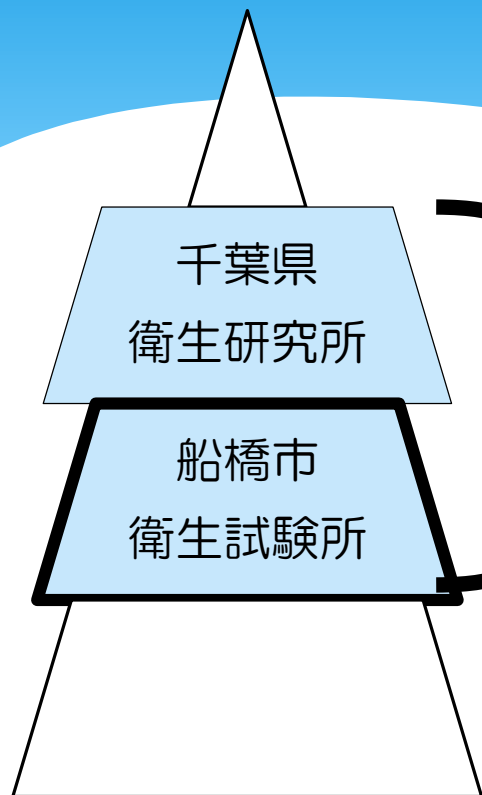
現在85機関の地方衛生研究所等が加入している。

85機関の内訳

全ての都道府県（47都道府県）及び指定都市（20市）、
一部の中核市（全62市のうち13市）及び特別区（全23区のうち5区）

※その他政令市（5市）は加入無し

(参考) 地方衛生研究所全国協議会加入機関の バイオセーフティレベル (BSL) による分類



施設		BSL
国立感染症研究所 等		4
地方衛生研究所等	都道府県 指定都市	3
	中核市等	3 または 2
中核市 県型保健所 等		3 または 2

BSL	4	3	2
扱える病原 体	ヒトに重篤な疾病を起こす 伝播しやすい エボラウイルスなど	ヒトに重篤な疾病を起こす 伝播しにくい 多剤耐性結核菌など	ヒトに病原性を有する 伝播しにくい コレラなど

2. 船橋市衛生試験所について

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、船橋市保健所検査部門は、船橋市衛生試験所として、令和3（2021）年度に地方衛生研究所全国協議会に加入した。

2. 船橋市衛生試験所について

船橋市衛生試験所

地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、①調査研究、②試験検査、③研修指導及び④公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う機関。

衛生試験所になる前



衛生試験所になった後

主に

②試験検査を実施

関係機関と緊密な連携の下に
下記4項目を実施

① 調査研究

② 試験検査

③ 研修指導

④ 地域保健に関する情報の収集・
整理・活用

2. 船橋市衛生試験所について

船橋市衛生試験所の取り組み4項目について

機能	主な内容
①調査研究	・ 試験検査能力や精度の向上に資する調査研究
②試験検査	・ 新型コロナウイルス感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験及び検査 ・ 健康危機の際に初期の検査を担う公的検査体制
③研修	・ 衛生試験所職員の資質向上のための研修受講 ・ 地域保健に係る業務に携わる人材育成のための研修指導
④地域保健に関する情報の収集・整理・活用	・ 地域保健に関する情報収集、整理、保健所業務での活用

2. 船橋市衛生試験所について

市民に対する衛生試験所のメリット

メリット①	メリット②
新興感染症等検査方法の早期取り入れ	地域保健に関する情報の収集・整理・活用
国立感染症研究所等からの感染症の最新情報が、直接、入手可能となり、新興再興感染症が起こった際に、県等に準じた対応が可能となった。 	国から、地域保健に関する情報の収集・整理・活用の業務を行うことが求められている。 
感染症検査を自前で行うことにより、迅速に結果がわかり、早期に拡大防止対策につなげることができる。	船橋市の地域保健に関する情報を一元的に収集・整理することで、より活用しやすくなる。

今後、「船橋市衛生試験所」として行政組織上の位置付けを明確にした上で、さらなる検査技術向上と機能強化を図る。

3. 船橋市衛生試験所の主な取り組み等について

令和6年度

①調査研究	・「市内飲食店で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事例について」千葉県公衆衛生学会にて発表予定
②試験検査	・微生物学的検査・臨床検査・食品衛生検査・環境衛生検査
③研修	・国立感染症研究所等が主催する研修を積極的に受講する
④地域保健に関する情報の収集・整理・活用	・感染症法5類定点感染症数等の解析 ・ふなばし感染症情報（ホームページ）等による周知
⑤その他	・健康危機対応

3. 船橋市衛生試験所の主な取り組み等について

①調査研究

市内飲食店で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事例について

令和6年度千葉県公衆衛生学会で発表予定

検食（肉）から、目的とする病原菌を検出できたことを報告する予定

3. 船橋市衛生試験所の主な取り組み等について

②試験検査

令和6年度 ウイルス検査の強化

令和6年10月末現在

名称	件数
麻疹・風疹ウイルス	24件
エムポックスウイルス	5件

国立感染症研究所から試薬供与や技術的助言を得て導入した。
⇒市で検査することにより、迅速な結果判明、対応が可能となる。

3. 船橋市衛生試験所の主な取り組み等について

③研修

令和6年度 主な研修受講実績（予定を含む）

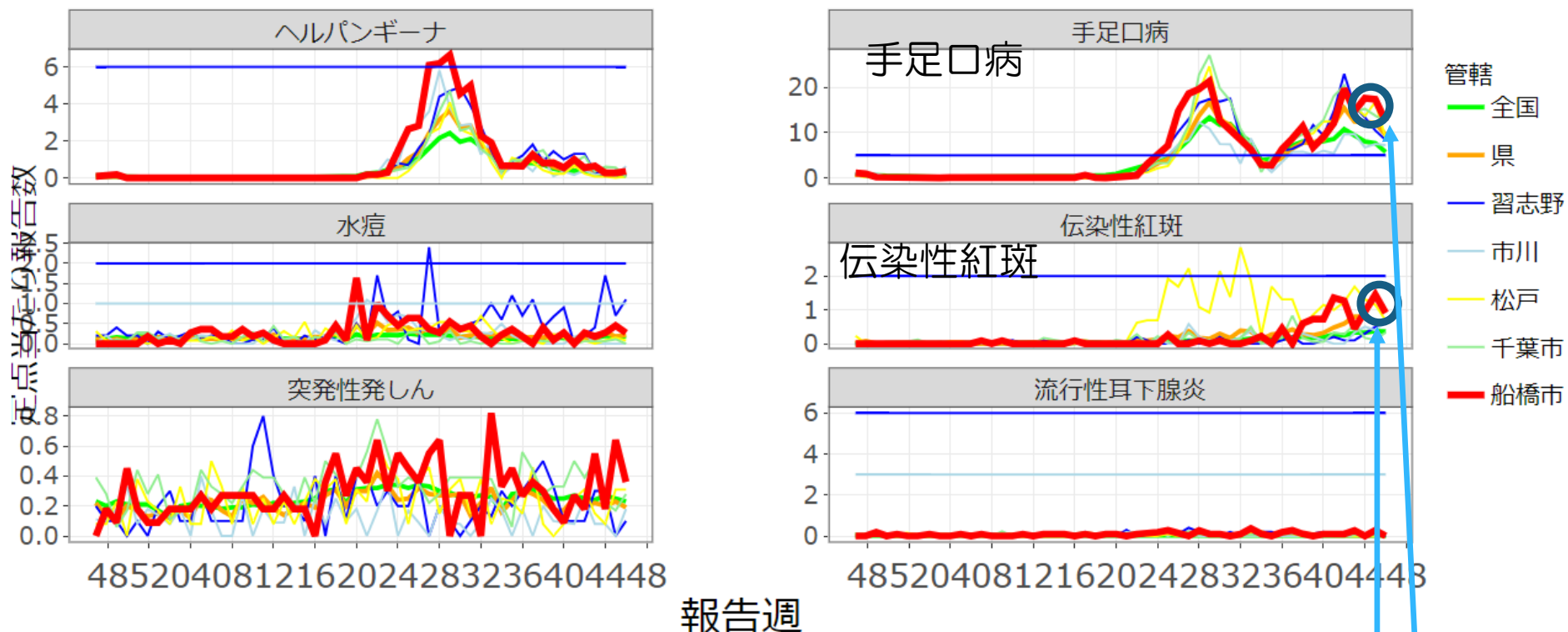
目的		内容	受講者数	
感染症に係る検査	食品衛生に係る検査	薬剤耐性菌総論・検査法、 レジオネラ属菌検査法	5	感染症
		感染症・食中毒対策、 疫学、 ウイルス検査総論 等	8	感染症 及び 食品衛生
		食品化学検査	1	食品衛生

※主催：国立感染症研究所等

3. 船橋市衛生試験所の主な取り組み等について

④地域保健に関する情報の収集・整理・活用

感染症法5類定点把握疾患の感染者数等の解析～他自治体との比較して～
統計ソフト「アール」を用いて解析している



船橋市において、第45週（11/4～11/10）に全国や他自治体と比較し増加傾向がみられる。

3. 船橋市衛生試験所の主な取り組み等について

⑤ その他

健康危機対応

- ① 令和6年4月に、健康危機対応計画（感染症編）を作成
 - ・ 平時に有事を想定し準備を行う
 - ・ 平時に人材育成を行う 等
- ② 国立感染症研究所が主催する「新興再興感染症に対する検査初動訓練」に参加
 - ・ 国立感染症研究所との連携手法を確認
 - ・ 国立感染症研究所が構築した新規検査法と検査マニュアルを基に、ウイルスを検出できる体制が整備できるか確認

4. 今後の取り組みについて

より一層の検査技術等の向上を目指し、地域保健対策の推進に貢献する。

①調査研究	・感染症検査結果等に関する研究を行い、学会で年1回以上、発表する。
②試験検査	・新興再興感染症検査を国立感染症研究所の助言に基づき実施する。
③研修	・国等の研修等に積極的に参加し最新の情報を得て、保健医療等の関係機関に対する研修や助言につなげる。 ・国立感染症研究所が主催する実地疫学専門家養成コース（FETP）に派遣する。
④地域保健に関する情報の収集・整理・活用	・感染症等の情報を収集・整理し、保健所業務に活用する。 ・感染症等の情報を収集・整理し、医療等の関係機関及び住民等へ、わかりやすく情報提供する。